

令和2年第6回 大石田町議会臨時会会議録

令和2年10月30日(金)、大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(芳賀清君) 午前 10 時 00 分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1 番	二藤部冬馬君	4 番	岡崎英和 君	7 番	大山二郎 君
2 番	今野雅信 君	5 番	村形昌一 君	8 番	遠藤宏司 君
3 番	熊谷富太郎君	6 番	小玉 勇 君	9 番	齋藤公一 君
				10 番	芳賀 清 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	村岡藤弥君	保健福祉課長	八 鍬 誠君
副町長	花田 淳君	産業振興課長	
教育長	本多 諭君	(兼)農業委員会事務局長	鈴木 太君
総務課長	高橋慎一君	建設課長	遠藤秀樹君
まちづくり推進課	大沼進悟君	教育文化課長	早坂勝弘君
町民税務課長			
(兼)会計管理者	土屋弘行君	総務課総務主幹	小玉大輔君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	小林基流
議会事務局議会主査	大沼裕子

提出議案目録

議案第55号	令和2年度大石田町一般会計補正予算(第8回)
議案第56号	調停の申立について

議 事 の 経 過

1. 議長(芳賀清君)

お早うございます。

ただ今から、令和2年第6回大石田町議会臨時会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は大石田町議会会議規則第125条の規定により、

3番 熊谷富太郎君、

4番 岡崎英和君を指名いたします。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては、議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 村形昌一君。

1. 議会運営委員会委員長(村形昌一君)

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る10月21日告示、本日招集されました、令和2年第6回大石田町議会臨時会の会期、議事運営等について、本日午前9時30分から議会運営委員会を開き、提出される案件等を考慮し、慎重に協議した結果、本臨時会は皆さんのお手元に配付している会期、議事日程のとおりであります。

即ち、本臨時会は本日1日限りの会期とし、その内容についてご説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと存じます。

はじめに、ただ今報告している会期の決定をしていただきます。

次に、本臨時会に提出されている議案2件を一括して上程し、提出議案について、町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明をしていただきます。

補足説明終了後、議案の審議をお願いし、終結後、本臨時会を閉会する考えであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和2年10月30日 大石田町議会運営委員会委員長 村形昌一。

1. 議長(芳賀清君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りとすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 議案第55号、日程第4. 議案第56号、以上2件を一括して議題として上程いたします。

日程第5. 町長より、上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

お早うございます。

本日、第6回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき、心から感謝を申し上げますとともに、日ごろより町政各般にわたって、特段のご指導、ご協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、ただいま上程になりました議案の概要について、ご説明を申し上げます。

議案第55号「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第8回)について」であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ2,860万2千円を追加して、予算総額63億9,589万5千円とするものであります。

議案第56号「調停の申立について」であります。調停の申立にあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 議長(芳賀清君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。議案第55号と56号については、この度の不正入札に起因する違約金請求に係る調停申立に関する案件でございます。

最初に、議案第55号をご覧いただきたいと思ひます。議案第55号、表紙をめくっていただきたいと思ひます。「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第8回)」歳入歳出それぞれ2,860万2千円を追加し、総額を63億9,589万5千円とする。歳出からご説明したいと思ひます。歳出の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思ひます。2款1項1目12節違約金請求に係る調停等業務委託料2,860万2千円。これにつきましては、調停申立を含めた今後の処理を弁護士に委託するための弁護士費用で、内訳を申し上げますと、着手金が約953万4千円、報酬金、成功報酬という言い方もあるかもしれませんが、それが1,906万8千円となっております。金額については、経済的利益、今回の場合は請求金額4億6,534万4円ということになりますが、この額に一定割合を乗じた金額が弁護士費用になるという算定方法が山形県弁護士会標準報酬で定まっておりますので、それに当てはまると2,860万2千円ということでありまますので、今回計上させていただいたところでございます。

その財源については、歳入の1ページ、2ページをご覧いただきたいと思ひます。22款5項3目1節違約金及び延納利息2,860万1千円。歳出の弁護士費用の財源について、現段階ではとりあえず違約金を見込んでいるところでございます。なお、歳入歳出の予算措置の原則で、1千円未満切り捨て、切り上げを行った結果、一般財源として地方交付税1千円を計上して帳尻を合わせていますので、申し添えておきたいというふうに思ひます。

続きまして、議案第56号をご説明したいと思ひます。議案目録の1ページをご覧いただきたいと思ひます。議案第56号「調停の申立について」以下、読み上げさせていただきます。

町は、次のとおり山形簡易裁判所に対し調停を申し立てる。

1. 相手方

山形市清住町1丁目2番18号 山形建設株式会社代表取締役 後藤 完司、

尾花沢市新町4丁目4番6号 本間建設株式会社代表取締役 本間 伸一。

2. 申立の主旨

(1)相手方らは、申立人に対し、連帯して、大石田町町民交流センター建築主体工事にかかる違約金として、4億818万9,024円を支払え

(2)相手方山形建設株式会社は、申立人に対し、尾花沢市消防署大石田分署建築工事に係る違約金として、5,734万4,980円を支払え

(3)申立費用は相手方らの負担とする

という調停を求めるものでございます。提案理由としては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものでございます。まとめてご説明いたしますと、8月28日に不正入札を行ったとして請負工事約款に基づく違約金を請求しておりますけれども、相手方が支払いを拒絶したため、支払ってもらう手段として山形簡易裁判所に対し調停を申し立てるに地方自治法の定めにより議決を要しますので、今回提案をさせていただきます。以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

以上をもって、上程議案について、町長の提案理由の説明及び担当課長の補足説明を終わります。

議案の審議を行います。

日程第6. 議案第55号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

歳入で、諸収入にこの違約金が入ってますけど、まだ取れると確定していないものをこうして歳入に入れる、その理由の説明と、併せて、その上の地方交付税の補正の説明をちょこっとお願いできればと思います。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

調停を起こすということは、違約金を全額貰うという、そのための調停でございますので、はじめから別な財源で措置するのはいかなものかという判断のもと、違約金を財源として歳入に見込んだところでございます。

歳入歳出、切り上げ、切り捨ての関係で1千円がどうしても合わなくなってきました。そのための調整として、一般財源として地方交付税を見込んでおりますけども、最終的に決算が出た段階では正確な入と出が合ってくるというふうに考えております。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

分かりました。今の歳入の話ですと、これから歳出の方はかかっているわけでありまして、歳出、かかる経費を取れなかった場合っていった場合は、この歳入の方も変更はあるということなんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

現段階としては全額を請求することになっていて、違約金入った総額については行き先が決まっております。行き先が決まっておりますので、そのルールに基づくとちょっとそのへん難しくなるんですけど、借りたところには返す、違うな、不正入札において違約金が発生してますので、それは町の方に支払ったとしても町の収入にはなりません。そこから必要な、例えばお金を借りたところとか、国庫補助金も入ってますので、そういったところに違約金から全部返して、要は町の方には残りませんよというふうな形になるんですが、例えば国庫補助金は弁護士費用は差し引いて返してもらっていいですよと、そういうルールがあるので、最終的には弁護士費用と歳入はイコールになってくるのかなというふうに思います。たぶん、2,800、ここの額よりも調停が進んでいったり

すると金額が変わってくる可能性があります、最終的に弁護士さんに支払う委託料については、その分違約金の方をきっちりと充てさせてもらうというふうなことになるかと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

あの、「かと思えます。」っていう話ですけど、払わないって相手が言っている中で、「違約金を今から予算組みしたんで払え。」って言っても「嫌だ。」って言ったらこの手付金の935万円はどっから出るっていう話なんですよ。どういうごどなんですか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

先ほどちょこっと触れさせてもらったんですけども、この弁護士費用については算定基準の中に経済的利益が基本額になっております。経済的利益っていうのは、弁護士が間に入って向こうから支払ったお金というふうな意味合いかと思うんですが、そのお金の一定割合をかけて弁護士費用となります。ですので、この2,800万円を計上した経済的利益は4億6,534万円となりますのでこの額になってますが、ここが半額になるとすればその分弁護士費用もそれに基づいて安くなっていくので、歳入もそこで決まってくるというふうな形で、要は4億5千万円を請求しているのに、例えば1億円ぐらいしか貰わねえんとも2,800万円払うんだがっすっていう話かと思うんですが、そのへんはそれなりに減額になってくるというふうに考えております。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

今の説明の確認になるんですが、いずれこれ司法の判断、結果を待たないと確定する数字ではないので、司法の判断を仰ぐために今準備する段階の数字、これを踏まえてアクションがあり、司法の判断があり、その決定を持ってこの数字は歳入歳出とも動く可能性は大いにありますよっていう内容の理解で間違いないですか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

この金額はたぶん動いてきます。要は、成功報酬、向こうからなんぼ貰ったっていうやつで弁護士の委託料が決まってくるので、半分になれば半分になるんでしょうし。今回は全額納付してもらおうというふうな意味で、その基本、その額を基本としてルールに基づいて弾いた結果がこれになると。最終的には向こうからいくらもらったかというふうなことで弁護士費用も定まりますし、歳入としての違約金をどれだけあてがうかというところも変わってくることはあったというふうには私は考えております。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

想定、もちろんこれは今から裁判ですので、現段階では何一つ確定したところではないとは思いますが、仮にですよ、仮に、地裁、高裁、最高裁まで仮にいったとすれば、当然このような金額では済まないような事態もあり得るっていうことでよろしいですか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

あり得ます。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。6番 小玉 勇君。

1. 6番(小玉勇君)

まず、8月から考えて9、10と2か月間弁護士たちにいろいろ話をしたんだろうと思うんだけど、相手が払わないだけの説明でなくてさ、どういう理由で言ってるのかをちゃんと話してもらわないといけないと思うわけよね。

それと、これから調停っていうことになれば、まあ、調停で上手く和解なり何なりすればね、それで済むんだろうけども、さっき岡崎さん言ったみたいに、これから結局駄目になって裁判せざるを得なくなったなんていうこともあり得るわけだ。成功報酬が随分安いと思ったんだけど、俺の勘違いなのか、良かったなという気がします。それで、向こうが払わないっていうのはやっぱりもうちょっとさ、こっちは自分の権利で言うんだから、そんなにね、下手に出るわけいかないんだからこっちの弁護士さんも本気になってやってもらわなきゃいけないわけで、向こうはいかにして少なくするかを考えてるんだろうから。どういう理由で払わないって言ってるのかを教えて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

山形建設株式会社についてはもうすでに代理人を設定していて、交渉は2人の弁護士なんですけど、そちらの方とすることに、文章も何もそういうことで、払わない理由がありました。私見せてもらったんですけど、法律用語がずらずらとあるので、ちょっと私なりの解釈なのでもしかしたら間違っているかもしれませんが、一生懸命読みました。簡単に申し上げますと、払わない理由は刑に処せられた時点でもはや役員ではないという理由、あとは、便宜を図った前副町長に対する賄賂の供与で、請負契約とは全く違う、因果関係はないんですよという理由、あとは、町の方から無理無理契約を迫られて、やんだやんだ契約したんだということで、2割という現実的ではない不当な違約金を無理無理契約させられたとかいうふうなことと、そういったたぶん中身、民法の用語と法律用語で埋め尽くされていてちょっと中身は間違っているかもしれませんが、私が読んだところではそういった内容でした、理由でした。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇君。

1. 6番(小玉勇君)

その専務さんが退職した時点、退職っていうか辞めたときに、自分の会社の人ではないから責任がないってことなわけですよ。でも、やっぱり訴えるときには使用者責任みたいなものがあるんだと思うので、やっぱり彼、彼っていうよりも会社にやる以外ないと思うんですよ。今の立場で、今の理論で言うならばね、向こうから逆に大石田町が提訴されることもあると思うわけよ。さっき今課長が言ったみたいに、無理やりさせられたなんてなった場合によ。それから、横山さんがどうのこうの個人的にやったにしても、やはり使用者責任として町となれば話が合わないよね、どっちも。どうなるんだろうって気がしますよね。お互いにこうなったときに、結局ばあになるなんていうこともあんのかな。それではやはりね、それこそ恥ずかしい思いして町やって、ある意味その反

対給付みたいな、儲かるっていうふうな変な話だけでも、なんとかそれで挽回してもらいたいと思ってるんだけど。それ取れないとなればそれこそ、やっぱり弁護士さんもうちょっと、一人で、こっちは一人でしかいないんですかね。なんとかそのへん考えていて下さい。まあ、町長にも話をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今回の議案は、まず調停を申し立てて全額貰うという心意気で頑張ってもらいます。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉勇君。

1. 6番(小玉勇君)

増やす、なんかそういう気なんかいいですかね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今のところありません。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

補正予算の、この2, 860万2千円、これは違約金請求に関わる調停業務委託料ってなってます、2, 860万円。これは、ないだや、調停料、弁護士費用なのかどうか、誰がこの2, 800万円っていう数字を出したのか。弁護士費用で2, 800万円っていうのは凄まじい金額だなと思うんです。

それから、議長、56号の方質問しちゃ駄目みたいなこと言うけど、この2者、2人に対して4億8千万円、5, 734万円、これを先ほど小玉議員が質問したように、これを支払いを拒否したが故に調停に持ち込んだということだと思うんですけども、この4億8, 180万円、あるいは5, 734万円、この金額は誰が出した数字なのかちょっと教えて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

弁護士費用が高額だというお話だろうというふうに思います。先ほどもちょっと申し上げたんですが、これは山形県の弁護士会の標準報酬ということで、全弁護士が同じような報酬になるように定めてるんですね。そこに、民事事件というふうな項目の中に「着手金」とか「報酬金」とか載ってるんですが、これの基となるお金が経済的利益、要は「役場で、町が4億5千万円を貰うんでしょ、私の力のお陰で。そのお金の何%は私の報酬として貰いますよ。」と、そういったルールでございまして、高いか安いかわからないけれども決まっている報酬額をそのままルールどおり当てはめて計上したということになります。違約金の中身についてはまちづくり推進課長、いいがっす。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

違約金につきましては、契約時の約款に基づきまして、それぞれ請負代金額の10分の2相当とするということで両方で契約しておりますので、こちらに基づいて算出した数字でございまして。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

ちょっとこれ、村形議員が質問したように全くどうなってつか分からないのさ、予算ができて。いわゆる町民感覚ではこれ以上理解できない、まあ、裁判だからにや、これは弁護士、法律の範囲内でいろいろやるんだと思うんだけど、やっぱり頭では理解できないようなところで進むと。しかも、村形君が言ったように全くこれはどうなって進むのか、いわゆるなんていうか、弁護士費用を払っているからなのかな、この調停している中でまた調停となったらまた裁判っていう形になるのかどうか、ちょっと私の頭では理解できないんですけども、そのへんの流れというか、そして、この4億某、それから5千某の、取れる、取れないっていうふうな感覚は役場の職員の、いや、我々の感覚では捉えられるのかどうか、ちょっと説明しにくいかと思うんだけど。分かるような形で説明お願いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

もう少し具体的に説明できるかって。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

数字以外はすごく一人歩きしてますけども、もちろん調停の中で和解案が出されると思います。そういった中で、もちろん議会からも議決をいただきながら和解に対しての進め方も皆さんと話しながら進めなければいけないと思います。それでも、どうしてもこの和解案では駄目だというようなことになれば裁判になるということで、まずは、今回はスタートです。調停申立の費用、どうしてもかかる部分、これが移動する部分があるということでもありますけども、まずは今回調停申立の議案ですので、そのへんはご理解いただきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

もう一つ私分かんないのは、これは工事の違約金の支払い、工事に関わる違約金の支払いを拒否したための手続きのようなんですけども、この後に町の財政の影響どがってな出てくると思うんですけども、そうした場合、損害賠償請求はまた別個になんのかどうか、そのへん分かりましたらお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ある意味これは決まった、お金を借りて払うというもので決まったものですので、財務事務所からも今回に関しては全額払いますよ、その代わり違約金貰ったもの、違約金の意味合いとしては賠償金も含めた内容であるというふうなこともありますので、それは全額返します。その中でのやり取りですので、町にとっての損害というのは、たぶん違約金貰った分、町の借金が減るということになります。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

今回の費用というのは、違約金に対する弁護士を立てた費用だと思うんですけど、他に損害賠償なんかいろいろ弁護士さんをお願いしているところがあるのかと、そのへんの費用はどっから

今度持ってくるのか聞かせて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

今野議員申し上げたとおり、今回は違約金、違約金が相手は支払わないと言っているので、支払ってもらうための一つの手段として調停という制度を活用しています。あとは、損害賠償ということなんですが、これもまた民法の中であるんでしょうけども、これは顧問弁護士とも相談しているんですが、なかなか根拠を見出すのが難しい金額なので、しばらく様子を見たいという、そういった言い方をしたというふうに思います。副町長の方から補足してもらえれば大変助かります。

1. 議長(芳賀清君)

副町長 花田 淳 君。

1. 副町長(花田淳君)

そもそも、違約金の2割というものなんですけれど、これは損害を想定してですね、2割ということにしているんで、この違約金の中に損害が全て含まれるということで考えていいのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野 雅信 君。

1. 2番(今野雅信君)

損害賠償の方は後々、弁護士と相談して考えていくってことですけど、そういった場合の費用はどういうふうに捻出する感じですか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

恐らく、調停になるか、裁判になるかでしょうけども、いずれにしても弁護士費用については申立書の中にこの費用については、ここにもあるんですが、支払ってもらおうというふうな中身で調停、もしくは訴訟になっていくのかなというふうに思いますので、なるべく一般財源を充当できないようにそのへんは進めて参りたいというふうに思います。

1. 議長(芳賀清君)

その他ありませんか。7番 大山 二郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

単純な話でまず伺わせていただきたいと思います。歳出の一般管理費で、2,800万円のことですけども、先ほど課長の説明で成功報酬が1,906万8千円、これは成功報酬ですので貰った金額によってそれは変わるということです。もう一つは、953万4千円、これは弁護士費用という話がありました。これは、調停を申し立てて、弁護士が調停の場所に行くとか、そういった経費になるのかな。それも弁護士会の方での費用算定に基づいた形にもなるのかもしれませんが、この金額っていうのも貰う金額によって変わるんですか。それとも、固定費というか、調停をしてこの金額の賠償を求めるといことで、その算定基準の中で弁護士費用は953万4千円というふうにはじき出したものなのか。そうすれば、後からもらった部分で、成功報酬もそうですけども、この部分も数字が変わるという認識でよろしいですか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

着手金の方は成功報酬とはまた違う中身でございますので、調停を行うには手数料とか、今おっしゃったように出廷に関する費用とか出てきますので、それらを包括している部分もあるし、またそこから別な意味合いのものもあるんだろうというふうに思いますが、着手金についてはあくまでも着手金でございますので、そのへんはどう変わるかは、ちょっと今の段階では私は判断できません。何故かと申しますと、先ほど言ったように、経済的利益、詳しく申し上げますと、着手金については経済的利益、今回は4億6,500万円という額なんです、それに2%をかけたものに369万6千円を加えたものが着手金となっております。このルールでいけば、経済的、向こうからいくら貰ったかによって違ってくるというふうに判断されますが、これ契約時の時のまた詳しく、そのへんも契約書の中で定まってくるんだろうというふうに思っていますので、これが全て間違いなく全額かっって言われると、たぶんそうではないだろうと思います。

あともう一つ、報奨金の方も経済的利益の4%をかけたものに738万円を加えたもの、これもさっきの着手金と報酬金については、これは山形県の弁護士の標準で3分の2にすることができるといふふうにありますので、出た金額の3分の2、これを計上させていただいております。手元の方にどっかの民事の委任契約書なんていうのがあるんですが、ちょっと難しくて分かんないんですけども、いっぱいなんか金額書いてるところがあるようなので、たぶんその総額の1,800万円の中からもしかすると小分けになってくるのかもしれませんが、そのへんについてはとりあえずルールどおり弾かせていただいたというところでご理解をお願いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

そうしますとですね、953万4千円の中の319万6千円、これは着手金という形で出すと。それが申し立てをする段階で、当然最初にかかる費用という形で弁護士の方にお支払いをするとなるとですね、この2,860万2千円っていうのは申立費用を相手からの負担とするというふうに後の56号であるんですけど、貰えなかったらそこから払えないわけですよ、逆に言ったら。ただし、これは着手金っていうのは当然払うもの、この議決がなった後に、簡単に言うと前払金みたいな感じで弁護士の方にお支払いをしなければいけない。そのお金っていうのは元々ないわけですよ。でも、まずは払わなきゃいけない、そのお金っていうのは町が一旦立て替えて支払いをするっていう考え方で、そうするとこの予算でどうなのかな。歳入の場合、これは町の方で諸収入って入ってますけど、町の保有分の中から出してるのか、お金の出どころ、そういうのはどういう形になってるんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

おっしゃるとおり、最後に金額決まってくるので、契約に関しての前払金についてはもちろん立て替えて支払うことになります。現金を用意して立て替えて支払う、一般の工事と同じような考え方で、工事契約して前払金4割を支払うっていう場合は立て替えて払ったり、あとは、国庫で歳入入ってくるじゃないですか、工事だと。その分まだ入ってこないんだけど、立て替えて業者に支払っているっていうふうな、たぶんそういう同じ考え方でいいんじゃないかなというふうには思います。(大山議員:「諸収入って歳入の中から出して収入ってしてるの。」)元々、諸収入で歳入見ておりませんので、今回改めて補正したということになりますので、現金自体は立て替えて支払うということになるんだろうと思います。(大山議員:「どっから出すんだや。」)現金についてはすごく難しい

んですけども、例えば4月の頭になると地方交付税予定分として現金4億数千万円が町の方に振り込まれてきます。そういった現金をあてがって立て替えていると。例えば、3月になると、年度末になるといろんな請求が来て支払うとき、例えばそれが、現金がないときには一時借上げ、よく「一借り」なんていって現金を銀行から借りて、それでお金を払って、後から、例えば国庫の歳入でその立替分を補填したりというふうな形になりますので、現金化して、その現金を立替払にあてがうというふうな流れになろうかと思えます。(大山議員:「原資ってなるのは、んじゃあ町で保有している保有分みたいな金額をここに入れるっていうことなの。」)そうですね、歳入歳出、必ず出ていくものの財源が必ずその時に入っていくとは限らないですので、先ほど言ったようにそういうことを見越して、地方交付税は前払金として4億円か5億円かもう4月の4日とか5日に入ってきます。でないと、年度収入がない段階で給料とか払えなくなっちゃうので、そういったもの、あとは、まあこれは出納の範疇なので私答えていいかどうか、いろんな通帳に積まっている基金かなんかを借りてきて、こんなこと言っているのかな、それで払ってあとで、ちょっとすいません、余計な口出しをしましたので、会計管理者の方から詳しくは発言させていいですかね。

1. 議長(芳賀清君)

出納室長 土屋 弘行 君。

1. 出納室長(土屋弘行君)

ただ今の大山議員のご質問であります、総務課長が先ほど例を例えて工事の方でも言いましたとおり、最初は国庫が入らないうちは当然現金はないわけでございますよね。その現金はどっから持ってくるかっていうと、やはり普通交付税とかですね、それを通帳の方の中に、いわゆる保管をしておいて、その中でまず支払いをしておく。んで、その後に国庫が入ってくるというふうな流れになります。今回の調停費用についてもそのような、同じような考えだと思います。いわゆる、通帳の中にあります一般会計の全体の中から一旦支出をしておいて、その違約金の決定がなればですね、それが後ほどその中に補填されるというふうな形になろうかと思えます。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山 二郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

当然やりくりがいろいろあるんだと思うんです。だから、単純に言ってですよ、収入、今回2,800万円が雑入で収入になるわけですね。そうすると、収入総額っていうのが増えてるわけじゃないですか。んじゃあ、その収入総額2,800万円増えた分はどっから収入が入ってくるかっていう、単純に疑問なる、増えるわけですからね、収入が。そうすると、私が言ってるのは、例えば交付税がいくら入ってくる、だって交付税が入ってくる額っていうのも収入にのつけてるわけですから、実際この2,800万円増えた部分はどっから出てくるのかっていう、単純に話をしてるのであって、それは、だからこの会計処理に現れない内部保留をしているお金、そっから収入として入れ込んで出してきたのかっていう話をしてるだけなんです。そのへん分かんないかな。違約金って言ったって、だって最初にこの319万円は支払わなきゃいけないので、それはやりくりをして先に払っておくっていうだけの話でいいってことかな。だと、この違約金が入ってこなかったら、この額っていうのは当然収入にもならなくなるっていうことにもなって、最終的には立替分だけが残っちゃうっていう単純な話になってくんなのかな。その部分はゼロじゃない、とにかく100%に近いお金を貰う強い気持ちを持ってやるという話でいいのかな。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

満額を違約金としていただくような気持ちを持って、弁護士には対応していただきます。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。3番 熊谷富太郎君。

1. 3番(熊谷富太郎君)

確認のためなんですけども、途中で和解ということはお考えはありますでしょうか。町長、答弁お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

調停の中で和解で成立するっていうのが一番良いと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。

よって、議案第55号「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第8回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7. 議案第56号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。9番 齋藤公一君。

1. 9番(齋藤公一君)

議第56号の、ずっと文面を読んでいきますと、申し立ての主旨として「(1)相手方は、申立人に対して連帯して大石田町町交流センター」と書かっているわけでありまして。ところが、「(2)相手方山形建設株式会社は、申立人に対し、尾花沢市消防署大石田分署」って、これ交流センターと分署の関係がちょっと分からないわけなんですけども、私は交流センターであれば交流センターだけ、あと両方であれば、交流センターと分署の件と両方であれば両方の金額が出て申し立てということになるのではないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

町民交流センターにつきましては、ご存知のとおり相手方からあります「山形建設株式会社」、それから「本間建設株式会社」の協働企業体で受注をしておりますので、その2社に対して請求するものとなります。尾花沢市消防署大石田分署建築工事につきましては山形建設株式会社単体での受注になりますので、こういった書き方になるかと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

9番 齋藤公一君。

1. 9番(齋藤公一君)

相手方のほうは、相手方に対して、町としては交流センター分4億8,080万円か、ところが、相手方のほうが申し立てに対して、大石田町に対して違約金として5,700万円っていうような、交流

センターに対して違約金があるから払ってくれと。ところが、相手は分署のほうでね、払ってくれていうのはちょっとこう、私はおかしいと思うんですけれども、あくまでも同じ違約金の中、交流センターと分署の方が一緒、それから、一緒になるような考え方では私はおかしいのではないかなという気がするんだけど、別々なわけだ。そごらもう一回。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大 沼 進 悟 君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

この度の、山形建設株式会社の元専務であります矢野さんという方なのですが、そちらの方が関連していた工事が、今お話ありました尾花沢市消防署大石田分署の建築工事、それとともに大石田町交流センター建築工事も併せて談合罪、収賄罪、贈賄罪ですか、で判決をいただいておりますので、併せて請求するような形になっております。んで、すいません、さらに、契約もですね、それぞれ違うんですが、請求もそれぞれ二本、請求書としてはそれぞれ別々の工事で二つの請求をさせていただいておりますが、調停申立においては一つにまとめて調停の申し立てをしているというようなことになります。

1. 議長(芳賀清君)

9番 齋 藤 公 一 君。

1. 9番(齋藤公一君)

んだど、そういうふうを書いておけば分かりやすいんねがや。これ見っど、相手は交流センターの方の請求だと、相手に対してはな。ところが、町の方に対しては分署の方が別になってるものだから、今課長が言ったように、大沼課長が言ったように、一緒の請求なんだと、相手に対しても。交流センターと分署と両方にや、の請求なんだというふうに書いておけばよ、分かるんだけど、ちょっとないものだから、私はちょっとそごらおかしいなっていうなで質問したわけです。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。8番 遠 藤 宏 司 君。

1. 8番(遠藤宏司君)

大石田町町民交流センターにしても、消防分署にしても、起債、借金が絡む額だと思いますけれども、あるいは、国からの補助や交付金、そういったもので足りてると思うんですけれども、国、県の方から、これは犯罪絡みの建設だっていうことで、犯罪絡みの建設だっていうことで、国、県からこれ起債の制限や補助金の返還、交付金の返還どがはあるんでしょうか。そうした場合、町の一般財政の影響とかそういうふうなまで分かるんでしょうか。そのへん分かるのかどうか、そのへん教えていただきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ルールどおり全額借りて、全額補填なるというふうな話ですので、その分は全くルールどおり、もしかして借りられなかった、あとは、交付金もなかったっていう場合は、ある意味破綻してしまうような状態に陥るといことは当時言ったとおりでありますけれども、その後のいろいろな流れの中でルールどおりに財務省でも貸します、それで、総務省でもそれに対する交付金は払いますということになってますので、この分、浮いた分は身軽になるということでございます。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

いわゆる起債、あるいは補助金、交付金の返還、犯罪絡みだっという事で返還求められても、その補填は国は国でやってくれるっということですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

全くなしです。全くないです。だから、ルールどおり借りるものは借りる。例えば、30億借りた、2.6億借りた、その分は貸しますよと、交付金もちゃんとその分払いますよということです。

1. 議長(芳賀清君)

請求すねってだ、相手。(遠藤議員:「すねって、国。」)国の方で。(遠藤議員:「補助金起債の償還どがっというのは、償還っというか戻せっということはしないってこと。」)8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

今後も国からの返還を求められることはないっということでもいいんですか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

国庫補助金が入っている、を貰って建築したというふうなところで、国庫の方にはお金は返しません、国庫にお金は返すと。その財源は何かというと、違約金です。貰った違約金の中から国庫、あとは借りたところ、財務省、あとは地方公共金融機構、あとは山形県から借りてるんですが、違約金の中からそこは支払います。町の方には、違約金は入らないと。それを全部払って、もう一度借りた額を再計算して、それについては当初どおり返してもらっていいですよというふうな、今のところのそういった状況でございます。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。6番 小玉勇君。

1. 6番(小玉勇君)

ちょっと、この調停の仕方なんだけど、ちょっと聞きたいんだけど、これ調停の場合は簡易裁判所にしなきゃならないっというルールがあんのかどうか。

それからですね、一番最後に書いてある申立費用ってのは、これは裁判所に払う費用ですよ。これを相手方に、こういうふうに決まってるものかどうかをまず教えて下さい。簡易裁判所になればなんか意味が、金額によって変わるのかどうか。調停はその簡易裁判所でなきゃいけない、そこらへんのところまず教えて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

通常民事調停、要は調停の申し立ては簡易裁判所になります。簡易裁判所の方の費用ということになるかと思うんですが、ちょっと私知り得てないんですが、調停は個人でもやれるというふうなことです。たぶんそんなに法外っというか、何百万とかっという、たぶんそういったお金ではないようなことと考えております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

裁判所をとおすっていうことは、結局公的な文書として簡易裁判所の判事さんあたりが立ち会いなりなんなりして話を進めていくことになるんだと思うんだけど、だから実効性があるわけですよ。個人的に何かやったってあんまり意味がないわけで。

あともう一つ聞きたいんだけど、先ほど副町長さんがですね、さっきの議題とちょっと戻ってしまふような話だけでも、この違約金っていうのは損害賠償にもあたるっていうような話だったんだけど、だってこの違約金っていうのはよ、考えてみれば20%ぐらい、もしかしたら談合がなければ安くできたかもしれないっていう損害だと思うのな。でも、今回たまたま国の方で交付税のことで大して返せって言わないってなればいいんだけど、もしなかった場合の損害ってまた別だと思うわけよ。今回、町長も総務課長も「国からそういう請求はない。」っていうんだけど、これちゃんと文書かなんかでちゃんと貰えるのかどうか。それちょっと、そのへんのところだけお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

副町長 花 田 淳 君。

1. 副町長(花田淳君)

ちょっと私も経験したことがないので正確なことは申し上げられないんですが、通常はですね、恐らく文書では回答しないと思います。これまでどおりということですから、あえて文書では回答しないものというふうには思います。

小玉議員おっしゃったとおりですね、要は本来、通常の入札であればこれぐらいの額で落札し得たんでしょ。今回談合があったので、ちょっと落札率が上がってしまいました。その差をもって損害というふうにみなしてですね、それを違約金という形で、2割ということで想定してですね、払ってもらいましょうという、そういうことが基本的な考え方だと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

だから、まあ今回は国からね、交付税の参入なくなりましたっていう話がないからいいんだけど、もしあった場合には、やっぱり損害賠償は新たに損害が出てくるっていうことですよ。今までの話だと、んだと町ではこのままでは損害がない、かえって金額的にはプラスになったような話になってしまうと。あとはね、このままいけばどこにも損害賠償する必要はなくなるわけだけでも、そんな考えでいいのかな。副町長にはそういう話はないの。ちょっと言いにくけりゃいいですけど、まずお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

副町長 花 田 淳 君。

1. 副町長(花田淳君)

なかなか、これから調停がある中で言いづらい話なんですけども、過去ですね、こういった事件を見ているとですね、例としては2割を超えてですね、実際に損害が発生したというケースもないことはないようなんですね。その場合にはですね、2割以外、2割を超えた部分についてまた損害賠償請求をしているようなんですね。ですので、今回そのあたり調停でですね、どうなるかによって我々の対応も考えていかなくちゃいけないということかと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。4番 岡 崎 英 和 君。

1. 4番(岡崎英和君)

シンプルにお伺いします。今回の56号の件に関しては、相手方の元専務の贈賄という件に関する違約金のアクションです。先ほど総務課長からあった、違約金を請求したところ「不本意な、いわゆる押し付けられた契約に基づいたので嫌です。」というふうな言葉がありました。逆に先方から、相手方から元副町長の収賄罪に対するこういった同じようなアクションがあるのかなのかだけ教えてください。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

先ほど申し上げた理由っていうのは向こうが勝手に言っていることで、とても私は納得していません。ただ勝手に文書に書いてきて、ただはいって置いていただけで、「こういう考えのもとおらいでは払わねえんだ。」っていう、それが正しいか正しくないかは社会通念上、それが正当な論としてとおるかどうかは私は分かりませんので、それ一個一個についてこれはどうなんだっていう考えは、私はないです。そのへんについては弁護士にお任せしてるっていう言い方でいいですか。(岡崎議員:「要は、あちらからこういった動き、町に対してあちらからアクションがあるのかどうか。現段階で。」)調停は弁護士が申し立てるので、弁護士同士のやり取りということになるかと思いますが、調停については、町が出ていってどうのこうのっていうことは考えておりません。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎 英和 君。

1. 4番(岡崎英和君)

私は聞きたいのは、これはいいんですけども、これとは別に山形建設から大石田町に同じようなアクションがあるんですかっていうことを聞きたいんです、今のところ。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

今のところないですけど、分かりません。(岡崎議員:「今のところなければオッケーです。」)

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。5番 村形 昌一 君。

1. 5番(村形昌一君)

今回この56号が議決になったら、いつから裁判所にやってくれというようなタイムスケジュールになっていくのか。そして、だいたいどれぐらいに結果が分かりそうなのか。この時に、その和解案っていうのが駄目になった場合、次の想定はどういうふうに考えてらっしゃるのか教えてください。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

ここで可決になれば弁護士の方とすぐ契約を結んで、調停申立を行いたいと思います。予算の関係上、その契約の「けつつ」は年度内ということになります。そこで和解成立しないときどうするかっていうのは、町長からよろしいですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今回は、まず申し立てですので、その先の話はまたそういった場面でお話したいと思いますけれども、是非ともここで和解していただき、もちろん議会にも出しますけれども、裁判があるというようなことは是非とも避けたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

町長の気持ちでは満額貰いたって、先ほどお聞きしました。ただ、現実問題で、先ほど議運の中でも聞いたんですが、先方もお金あって初めて払えると思うわけです。その中で、払えないっていったらどうなっていくのか。例えば、先ほど言いましたけど、手付金なんか他のどごころから持ってきてやりくりするわけですけども、そういったことで、相手から払うのがゼロで町の手出しだけが増えたっていったら、これは町民負担になっていくわけです。そういったことは是非避けてもらいたいとは思いますが、そのへんの確約、まあここで言えるのかどうか分かりませんが、いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

確約とは言いませんけども、まずは調停申立、それで和解するような形に、皆さんにも示しながら、半分になるのか満額になるのかちょっと分かりませんが、まずはこのアクションですので、まずよろしくお願ひしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。7番 大 山 二 郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

最初に一つ確認させていただきます。申し立ての主旨で(1)町民交流センター4億818万9千円って、結局これは2割ってことですので、建築工事に関わる部分で約24億円ぐらいの建築工事の違約金っていうふうになろうかなというふうに思います。それが4億818万9千円と。そして、尾花沢分署、まあこれもそうなんですけども、この二つやったことによって8月28日に話し合いで解決できなかった、両方ともお互い、会社の方には「嫌だ。」っていうか、「出さない。」っていうか、例えば、消防分署の方はしょうがないなとかって出す、あるいは、交流センター違うとか、なんかそういった経緯っていうのが分かればちょっとお願ひしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高 橋 慎 一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

相手方については一切払わないというふうな意向でございます。どっちも。一銭もと言った方が正解なんですかね、払いませんっていう、要は拒絶されている状態です。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大 山 二 郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

最初からすんなり払うなんていうところはほとんどないのかなと思うんですけど、こうやって申し立て、それから裁判やってる間に金額をどんどんどんどん下げて、なるべく少なく払うというふうな一つの手段でもあんのかなっていうふうに思います。そうするとね、先ほど小玉議員も言いましたけど、もし全額貰うと、いわゆるこの2割分も貰うっていう形になると、町として収入はないですとか

という話もあったけども、実際そのお金は、入ってきた分は借金とか何かに払うけども、元々払わなきゃ、なければ払わなきゃいけないところなので、単純に差し引きすると町はプラスになってしまうのかなって思うんですね。現金は残らないけども、借金を多めに返してやれるわけですから、そうなるとなんかこの事件が町は得しちゃうかなっていうふうな変な考えにもなっちゃうんですね。そのへん、交付税の返還請求がない、今のまま、前のままの条件で順次返還していく、これが認められるようであればですね、多めにその違約金で借金を返済できるわけですから、町はえらいメリットが出てくるのかなっていうふうに思っちゃうけども、どうなんですかね。

このあと、だからこれが終わったあと、先ほど副町長は違約金と賠償金と同じような感じだというふうになってましたけども、これをもし貰えたとすれば、あとは賠償請求っていうのはほとんどない、しなくてもいいのかなっていうふうになるのか。そうすると、この工事関係者に対してはそれで終わるかもしれないけど、先ほど出ました前の副町長に関してはどういうふうな考えを持っていくのか。当然、こういう混乱を招いた等々、精神的苦痛とかなんかよくありますけども、そういった形だけの賠償請求みたいになっちゃうのか、そのへんのこれからどうなっていくのかな、分かりましたらお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

借金を返すっていうことでなくて、これだけかかったお金を、まず違約金として貰ったものを減らすわけですから、ここの範囲が小っちゃくなるだけで得したとかそういうことでなくて、元々借りることのない部分が初めから違約金として国に返す、返すっていうか戻すということですので、全く身軽にはなりますけども、得したっていうことではなくて元々借りる必要のない部分がそれだけ減ったということになります。あと、今回まずこちらの方の調停の申し立てで、その先のことはやっぱり弁護士が賠償請求することができるかと判断したならばしなければいけませんけども、今回はまずこの部分ですので、その先のことはやっぱり弁護士、素人が賠償請求することもあり得ないと思いますので、そのへんは弁護士と相談しながら進めていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

簡単に言うと、だから得、得じゃないか、返すもの返すんでお金は残らないけど、いわゆる違約金となる2割が果たしてどうなのかっていうだけの話ですよ。普通に契約したら、例えば95%ぐらいで入札で下りたっていうことであれば、2割っていうのはかなりの開きありますよね。2割っていったら8割入るわけですから、その差は逆に言ったら多く、多くって言うとおかしけど、違約金として入ってくるっていうことであればその差額は利益って言うとおかしいけども、安く、より安く町としては建物が建てられたっていうふうな形になっていくのかなと思うんですね。だから、そこが正式に、正式にっていうかな、入札で不正もなくちゃんとやればどれぐらいで下りたかっていうのは、これは分からないことだけど、でも2割以上下りるっていうことはまず普通は考えられない。8割で入札入れるなんてことは考えられないので、ある程度はより安く、利益とは言わないけど建てられたなっていうふうに思うところはあろうかと思う。その解釈で間違いはないですよ。まあいいや。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結い

たします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第56号「調停の申立について」は原案のとおり可決されました。

以上をもって、令和2年第6回大石田町議会臨時会の全日程を終了いたしました。町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本日の第6回町議会臨時会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらず、急遽ご参集いただき、そして慎重審議のう え、提案いたしました案件を原案どおりご可決いただきまして誠にありがとうございました。

本日、調停の申し立てについてご可決いただきましたので、顧問弁護士と相談し、早急に事務を進めてまいりたいと考えております。

今後とも町民の声を聴き、町民目線で各分野において全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。本日は大変お疲れ様でした。

1. 議長(芳賀清君)

これをもって、令和2年第6回大石田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前 11 時 15 分